**液化石油ガス販売事業登録申請**

関係法令等　法第３条、第３条の２第１・２項、第４条、規則第４条、第６条、その他

◎　一般消費者等に対する液化石油ガス販売事業を行おうとする者は、事業者ごとに所管する広域振興局等から登録を受けなければなりません。

◎　申請手続きは、設置しようとする販売所の所在地を所管する広域振興局等の扱いになります。

また、２以上の広域振興局等の区域にまたがっている広域事業者は、主たる販売所（本店等）の区域を所管する広域振興局等に対して申請を行います。

◎　必要書類

１　液化石油ガス販売事業登録申請書（様式第１）

　２　店舗、貯蔵施設の位置・付近の状況図（ＰＤＦ参照）

　　　（保安距離にかかる範囲等を明示。貯蔵施設を設置しない場合は不要。）

　３　貯蔵施設（容器置場）の構造図（ＰＤＦ参照）

　　　（貯蔵能力3,000kg未満の場合に限る。3,000kg以上の場合には、貯蔵施設設置の許可が必要。貯蔵施設を設置しない場合は不要。）

　４　貯蔵施設のチェックリスト（ＰＤＦ参照）

　５　法第１１条ただし書に定める場合の適合内容を証する書面

　　　（貯蔵施設を設置しない場合は、その理由、適合内容を記載した書面）

　６　販売を予定している地域・戸数・数量

　７　賠償責任保険付保証明書

　　　　（ＬＰガス販売事業者賠償責任保険加入依頼引受証の写しまたは協会が発行する付保証明書（１部３００円））

　８　定款及び登記事項証明書（法人の場合）

身分証明書（個人の場合）

　９　欠格事項非該当誓約書

　10　業務主任者等選任解任届書（様式第１０）

　　　（第２種販売主任者免状の写を添付）

◎　手数料

　１件（１事業者）につき　　　31,000円